

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成26年8月8日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年8月8日(金曜日)

午前10時0分開議

午前10時57分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①熊本県水とみどりの森づくり税について
- ②地下水と土を育む農業の推進について
- ③農林水産物の輸出実績について
- ④平成26年2月13日～19日の大雪被害に係る農業用ハウス等の復旧状況について

出席委員(7人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 九谷高弘
- 委員 早川英明
- 委員 岩中伸司
- 委員 堤泰宏
- 委員 井手順雄
- 委員 浦田祐三子

欠席委員(1人)

- 委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本茂
- 政策審議監 濱田義之
- 経営局長 山口達人
- 生産局長 山中典和
- 農村振興局長 小柳倫太郎
- 森林局長 岡部清志
- 水産局長 平岡政宏
- 首席審議員兼
農林水産政策課長 田中純二
- 団体支援課長 山口洋一

- 農地・農業振興課長 本田充郎
- 農地・農業振興課政策監 川口卓也
- 担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎
- 流通企画課長 西山英樹
- むらづくり課長 潮崎昭二
- 農業技術課長 園田誠
- 農産課長 下舞睦哉
- 園芸課長 古場潤一
- 畜産課長 矢野利彦
- 首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一
- 農地整備課長 池田雄一
- 技術管理課長 原俊彦
- 首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太
- 林業振興課長 江上憲二
- 森林保全課長 塩木康博
- 水産振興課長 平山泉
- 漁港漁場整備課長 原田高臣
- 農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

- 議事課主幹 黒岩雅樹
- 政務調査課主幹 福田聖哉

午前10時0分開会

○瀧上陽一委員長 ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 初めに、7月14日の管

内の御視察でしたけれども、私ども同行をさせていただきました。本当にありがとうございました。各地で各委員からいただきましたさまざまな御意見や御指摘、今後の施策にきつと反映させていきたいと考えております。

それでは、今回の報告事項の概要につきまして御説明をいたします。

今回提出しておりますのは、報告案件の4件でございます。

まず、1件目ですけれども、「熊本県水とみどりの森づくり税」でございます。前回報告させていただきました後の検討状況、今後の方向性等について報告させていただきます。

また、2件目は、同じく前回御報告させていただきました「地下水と土を育む農業の推進」についてでございます。現状と課題、あるいは今後の方向性等について報告させていただきます。

3件目ですけれども、平成25年度の「農林水産物の輸出実績」でございます。

また、4件目は、平成26年2月13日から19日の大雪被害に係ります農業ハウス等のその後の復旧状況についてでございます。それぞれ御報告させていただきます。

詳細は担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

「水とみどりの森づくり税」について御報告させていただきます。

資料は、委員会報告資料の(1)熊本県水とみどりの森づくり税についての資料でございます。

6月議会で概要報告いたしました、今回、これまでの取り組みとその成果、課題、今後の方向性の案を御報告いたします。

右下にページを記載しております。

1ページをお願いいたします。

一番上の緑の着色部分ですが、第1期及び第2期合わせまして44億円余の事業を実施しております。

Iの森林の公益的機能の発揮に向けた取り組みとしまして、森林整備などのハード事業を実施しております。

1ページの左の1の針広混交林化促進事業では、写真のとおり、手入れの行き届いていない人工林約9,700ヘクタールを、自然林に近い状態に誘導しました。

中段の成果に記載のとおり、森林の持つ公益的機能の効果的な発揮に寄与しております。

右側の2のくまもと未来への森林植林加速化緊急事業では、県内の約2,800ヘクタールの植林未済地等の植林を進めたことで、中段の成果のとおり、水源涵養等の機能を回復させております。

2ページをお願いいたします。

2ページ目は、鹿対策関係になります。

左の3のシカ等森林被害防止対策事業では、鹿ネットを約3,400ヘクタール設置しまして、中ほどのグラフのとおり、県内の鹿被害面積に歯どめがかかっております。

右側の4の特定鳥獣適正管理事業では、鹿の捕獲を約4万1,000頭実施しまして、成果のとおり、食害などの森林被害を防止しております。

3ページをお願いいたします。

3ページ、4ページは、普及啓発のためのソフト事業でございます。

まず、左側のAの水とみどりの森づくり活動支援事業では、住民団体等が実施する森づくり活動において、これまで約4万5,000人に参加いただきました。円グラフのとおり、民間ボランティアである森林インストラクターの77%の方から評価をいただいております。県民全体で森林を育て守ろうという意識の醸成が図られております。

右側のBの学びの森活動推進事業では、小中学校等の生徒約2万1,000人が森林作業を体験しており、森林と触れ合い、森林を見詰め直す絶好の機会となり、市民の果たす重要性の認識が高まるなどの成果が出ております。

4ページをお願いいたします。

左側の2の水とみどりの森づくり普及促進事業では、県民による森づくり活動を促すための研修会等を実施しており、約1万1,000人の方々に参加いただきました。下のグラフのとおり、効果があったという回答が77%を占めております。

右側の3のくまもとの木と親しむ環境推進事業では、県内の保育園等が木製の机・椅子を導入する際に助成しております。また、全ての小学校5年生、中学校1年生に、木育学習の副読本を配付しております。この取り組みについても、円グラフのとおり、71%の方から効果があったと評価をいただいております。

5ページをお願いいたします。

これまでの取り組みによる公益的機能の効果を、日本学術会議の評価方法に基づき試算いたしました。その結果、1の水源涵養では、約26万7,000人の生活用水に相当する水資源を蓄積し、2の県土の保全では、ダンプトラック約59万台分の土砂流失を防止し、3の地球温暖化の防止では、自家用車排出量で換算しますと、9万8,000台に相当する二酸化炭素を吸収したとの効果となっております。

また、4でございますが、これまでに約32万9,000人を超える県民の方々に対して、森林の大切さ等についての普及啓発を実施しております。

6ページをお願いいたします。

税に関する県民の理解の状況について、アンケートを実施しております。

左の1の県民アンケートの結果ですが、20

歳以上の男女1,500人を対象としたものです。今後の取り組みの必要性についての質問でございますが、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせますと、90%の県民から「このような取組は今後も必要」との回答を得ております。

また、右の2の森林インストラクターを対象としたアンケート結果ですが、(1)の今後も取り組むことが重要と考えるものとしまして、長年放置された人工林を針広混交林化へ誘導する取り組みが最も高く、89%となっております。

また、(2)の新たに取り組むことが重要なものとするものは、山村地域を支える森林・林業の担い手の育成が最も高く、73%となっております。

7ページをお願いいたします。

取り組むべき課題や事象についてでございます。

まず、1の森林づくり関係としまして、(1)に記載のとおり、速やかに針広混交林化へ誘導すべき森林などが存在するとともに、森林組合が森林整備を働きかけても反応のない所有者が62%と大変多く、所有者の整備意欲が著しく低下しております。

また、(2)に記載のとおり、宅地の造成等による地下水涵養域の減少に伴い、地下水涵養量も減少傾向となっております。

8ページをお願いいたします。

2の人づくり関係でございます。

(1)の山村地域を支える地域リーダーである林業研究グループは減少傾向で、地域の林業担い手の確保が急務です。

また、(2)に記載のとおり、住民団体等による森林づくり活動について72%、木育活動については70%が、今後も充実した取り組みを実施したほうがよいとの意見となっております。

9ページをお願いいたします。

3の地域・景観づくり関係でございます。

(1)に記載のとおり、県下の鹿生息区域が、鹿本、菊池、阿蘇に拡大し、生息域が拡大・分散しているため、継続した鹿対策が必要でございます。

また、(2)の流木の状況等の写真のとおり、流木除去を初め県民全体での取り組みの充実が必要と考えております。

10ページをお願いいたします。

これまでの取り組みや課題等を踏まえ、第3期の次の方向性を案として検討しております。

1の水源涵養機能などを発揮するための森林づくりでございますが、これまで取り組んでおります針広混交林化や竹林を継続し、新たにひし形の2番目と3番目でございますが、森林所有者に対する森林整備の働きかけの実施や、耕作放棄地の森林化を行うこととしております。

次に、2の森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成ですが、ひし形の2番目と3番目の住民活動等の森林づくり活動や木育活動の継続に加えて、1番目のひし形ですが、森林を守り育てる地域リーダーを育成することとしております。

さらに、3の森林や木材を生かした地域・景観づくりでございますが、2番目のひし形の鹿対策や4番目のPR等を通じた県民への理解醸成に加えて、1番目のひし形の森林や木材を活用した農山村の地域づくりや、3番目のひし形の漁業者等が実施する流木除去等を行うこととしております。

以上の方向性につきまして御意見をいただきながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

県民への周知啓発の一環としまして、9月9日にシンポジウムを開催することとしております。今後も工夫を凝らしながら税のPRに努めてまいります。

12ページをお願いいたします。

税の概要を整理しております。

4の全国の森林整備等に係る独自課税の状況でございますが、平成26年度に新たに2県が独自課税を導入しており、導入県は全国で35県となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

地下水と土を育む農業の推進についての現状と課題、今後の方向性について報告させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

現状と課題について説明いたします。

下の図は、化学肥料の総使用量を示した折れ線グラフでございますが、平成に入ってから、土づくり・減農薬運動、あるいは熊本型特別栽培農産物「有作くん」の認証制度などに取り組みまして、現在はくまもとグリーン農業として、環境に優しい施肥・防除技術の普及・開発、家畜排せつ物の利用促進及び土づくり、グリーン農業により生産された農産物の販路拡大、消費者へのPR活動などに取り組んできております。それによりまして、化学肥料は6割程度の削減ができてきたところでございます。

課題といたしまして、熊本の地下水やミネラル豊富な土を50年、100年先の未来に引き継いでいくために、これらの取り組みをさらに発展させる必要があると考えております。

2ページをお開きください。

これまでの具体的な取り組みについて個別にまとめております。

まず、(1)のくまもとグリーン農業の推進でございますが、グリーン農業は減農薬、減化学肥料に取り組む生産者が行う生産宣言、それとそれを応援します消費者、企業が行います応援宣言をふやしていくことで、環境に優しい農業を広めていこうというやり方で進

めております。

右上のグラフにありますように、平成25年の実績は、生産宣言1万1,797、応援宣言5,605となっております。

グリーン農業の取り組みのイメージは、左下の三角形の図に示しております。上に行くほど取り組みレベルが高くなりますが、下の2つのエコファーマー、それと環境にやさしい農業が約8割を示しております、これを上の段階に引き上げていく必要がございます。

右の写真は、テントウムシが——これはテントウムシの幼虫でございますが、害虫のアブラムシを食べている写真です。この減農薬あるいは減化学肥料に取り組みをさせるための技術として紹介しております。このほかに、微生物の資材を使ったことや防虫ネット、そういったものの技術を普及しておるところでございます。

3ページでございます。

3ページは、土壌分析などを活用した効果的な施肥の推進です。

化学肥料を削減するために土壌分析を行いまして、その圃場の土、地力といいますか、それに応じた施肥を行う方法がございます。現在、1万3,000件以上の分析を行っております。

また、堆肥を使うことで化学肥料を少なくしたり、下の図のほうに示しておりますが、有機肥料あるいは一発肥といった化学肥料の効果が長く続く肥効調節型の肥料の開発、さらには肥料の撒布を圃場全面にするのではなくて、作物を植えたすぐ近くに撒布する局所施肥技術などの化学肥料を削減する技術が開発されてまいりました。

4ページをお願いします。

堆肥の利用・流通の促進です。

堆肥を利用するためには、質のよい堆肥を生産する必要がございます。そのため毎年堆肥コンクールを実施いたしまして、その中で

高い堆肥製造技術を持つ人を「たい肥の達人」ということで、現在25人を認定しております。

下の図は、畜産地帯から耕種農業地域への堆肥の広域流通の状況でございますが、5万6,000トンが現在流通しております。これは平成11年の5.7倍ということになっております。

5ページをお願いいたします。

水田を活用いたしました地下水対策ですが、水田は非常に地下水に対してすぐれものでございまして、まず水を張りますので地下水の量の確保に役立ちます。それから、硝酸性窒素の一部を窒素ガスに変えて空気中に放出する役割があります。この水田を有効に活用するために、飼料用米の作付拡大、あるいは転作田や冬に水張りを行う湛水事業などを実施しているところでございます。

6ページをお願いいたします。

このようなこれまでの取り組みを踏まえまして、「地下水と土を育む農業推進条例」、これは仮称でございますが——の必要性についてです。

熊本の地下水やミネラル豊富な土を50年、100年先の未来に引き継いでいくためには、息の長い取り組みが必要でございまして、条例に基づく対策の恒久化が必要でございまして。

地下水につきましては、既に地下水保全条例がございます。下の段の右に書いておりますように、地下水保全条例は、事業者に対する規制によって地下水を保全するものです。今回、地下水と土を育む農業推進条例は、農業を通して地下水と土を育てていくことを目的に制定いたします。

先ほど説明いたしましたこれまでの取り組みを踏まえまして、5つの柱を考えております。

1つ目が、県民と農家が協働した県民運動の展開です。

2つ目が、グリーン農業による減化学肥料・減農薬と土づくりの推進。

3つ目が、良質堆肥の生産及び広域流通の推進。

4つ目が、水田農業の再生、これは飼料用米の拡大等も含んでおりますが、再生による地下水保全。

それから5つ目が、これらを支えるための地下水を育む農業を発展させる試験研究及び技術の普及です。

7ページをお願いいたします。

この5つの柱を説明したものが7ページでございます。

左側に5つの柱がございます。

まず、県民運動として、消費者や企業が環境に優しい農業で生産された農産物を支持してもらおう。そして、赤の枠で囲みましたグリーン農業による減化学肥料・減農薬と土づくりの推進、良質堆肥の生産及び広域流通の推進、水田農業の再生による地下水保全、これは飼料用米の面積を4倍に拡大するということや、休耕田への湛水も含んでおります。

その下に、試験研究及び技術の普及というものでございます。これを説明したものが右側の図でございまして、畜産農家が良質の堆肥をつくり、それを広域に流通させて、野菜とか水稲などの耕種農家へ供給いたします。耕種農家は、土壌診断とか堆肥を活用したり、効率的な施肥利用を駆使して、減化学肥料・減農薬で生産いたします。

特に、地下水浄化に優れた水田を高度に利用して、飼料用米を生産して畜産農家に供給すると、そういう循環ができ上がってまいります。それを技術的に支えるのが研究機関や普及組織でございます。それらを、一番上にあります企業あるいは消費者などの県民が、農産物を積極的に購入することで支えていくというような構図でございまして。

8ページをお願いいたします。

今まで説明いたしましたことを、地下水と

土を育む農業推進の考え方（素案）としてまとめましたものです。

目的は、地下水と土を育む農業が恒久的な取り組みとなるよう、農業者が安心して取り組む基盤をつくることです。

基本理念は、県、農業者、県民、市町村等が協働して取り組むということで、県民の理解を促進し、消費を推進するということでございます。そして、協働して取り組むために、県・市町村・農業者・県民の役割を明示していきたいというふうに考えております。

計画的に推進するために、県民会議を設置するとともに、推進計画を策定して進めたいと思っております。

基本的な施策といたしまして、先ほど説明いたしました5つの柱です。

1つ目が、県民と農家が協働した県民運動の展開、この中に県民会議の設置や生産された農畜産物の周知活動が含まれます。

次に、グリーン農業による減化学肥料・減農薬と土づくりの推進、良質堆肥の生産及び広域流通の推進、水田農業の再生による地下水保全、最後に、これらを支えていく試験研究及び技術の普及といったものを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。

平成25年度の農林水産物の輸出実績がまとまりましたので、委員会報告資料に基づき御報告をいたします。

報告資料の1ページごらんください。

県産農林水産物等の輸出実績の推移を示しております。ここ数年間は20億円未満ということで続けておりましたけれども、25年度におきましては大きく増加をいたしまして、過去最高の24億4,000万となりました。対前年比125%と伸びております。

農産物につきましては、関係機関の販売努

力の積み重ねによりまして、初めて3億円を超えております。

林産物につきましては、225%と大幅に増加しております、特に中国の需要が伸びております。

また、水産物につきましては、養殖魚の安定供給や日本食ブームの広がりということで、輸出の伸びも堅調になってきております。

次に、農林水産物、それぞれの輸出実績について御説明をいたします。

まず、農産物について、2ページをお願いいたします。

輸出額は、香港、台湾を中心に順調に増加をしております。

輸出拡大の活動といたしましては、ことし1月に香港、シンガポールで知事のトップセールスを実施いたしました。それによりまして、相手国取引先との連携強化を行っております。また、現地での熊本フェア、あるいは試食商談会などを開催し、販路の拡大を行いますとともに、低コストの船便輸送を推進し、販売力の拡大を図りました。

また、県が委託する輸出促進アドバイザーによりまして、産地巡回指導を行っております。また、海外バイヤーを県内産地へ招聘し、加えて輸出に挑戦する人が、みずから実地に試験販売をする場を海外の販売店に設置するなど、事業者の掘り起こしと商談機会の創出等を行っております。

主な品目について御説明しますと、まず米が、現地精米を行う商流に乗りまして、玄米の形で香港、シンガポールへ輸出されるようになりました。

カンショにつきましては、熊本フェア等で焼き芋という形での食べ方の提案ということで、現地の消費者に受け入れられまして販売が伸びております。

また、イチゴにつきましては、台湾向けが減少しておりますが、香港向けでは「ひのし

ずく」の需要定着が見られ、増加傾向にございます。

温州ミカンにつきましては、カナダ向けということ定着しておりますが、25年度は円安の影響によりまして、約8割増ということで大幅に増加をしております。

その他、新たに香港の和食レストラン等へ、豚肉のりんどうポークが輸出をされております。

次に、3ページについて御説明をいたします。

林産物、ここでは木材についてでございますが、中国向けの輸出額が、需要の拡大や円安の影響等によりまして、5倍近くと大幅に増加をしております。

輸出促進活動といたしましては、東アジアを対象に積極的に販売活動を進めておりまして、輸出先国の加工・流通・利用の実態調査、あるいは丸太・製材品のテスト輸出、海外バイヤー受け入れなどを実施し、新たな取引ルートの新規創出につながっております。

品目といたしましては、丸太が輸出量の95%を占めておりますけれども、製材品はまだわずかですが、ヒノキの製材品が増加をしております。

中国、台湾では、比較的価格の安いB材～C材が求められており、韓国では内装材としてヒノキの需要が伸びています。

続いて、4ページの水産物について御説明をいたします。

魚種といたしましては、ブリ、マダイ、カンパチ、マグロの順で、養殖魚が中心に輸出されております。輸出先は、日本食が浸透している北米が約7割を占めております。

また、市場拡大が期待されるアジアへの販路拡大のため、現地の飲食店等へのプロモーションを実施しておりまして、アジアへの輸出額は、対前年比が3割程度増加をしております。

品目別といたしましては、ブリの輸出量は

前年並みでございますけれども、全体の約8割を占めております。

マダイは、韓国向けの活魚の形で輸出が拡大しております。

カンパチは、北米向けに増加をしているという状況でございます。

以上で御報告を終わります。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。大雪被害からの復旧につきまして、4月末現在の状況及び今後の見込みを取り集めましたので、御報告させていただきます。

それでは、報告資料の1ページをお願いいたします。

まず、1経過等でございますが、速やかな復旧に向けまして、そこに列挙させていただいていますが、そのような経過を経まして雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業によりまして、被災農物の支援に取り組んでおります。

次に、2の復旧の現状でございますが、7月末現在、(1)の撤去につきましては93%が着手済みであり、88%は完了しております。

また、(2)の再建・修繕につきましては、79%が着手済みであり、59%が完了しているところでございます。

2ページをお願いいたします。

3今後の見込みについて、グラフをごらん願います。上段に撤去、下段に再建・修繕に枠を分けまして、3区分の施設の別で、4月末から年度末に向かいまして、月末ごとに完了月となる被災農業者の割合を折れ線グラフで示しております。

下段の再建・修繕の完了予定が100%に達しますのは、林産施設で平成26年12月末、園芸ハウスと畜舎・農舎で平成27年3月末と、本年度中に全ての施設の撤去及び再建・修繕が完了する見込みであります。

担い手・企業参入支援課からの報告は以上

でございます。よろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 済みません。地下水と土を育む農業の推進ということで御報告いただきましたが、私も有機農業がどんどん進んでいくということをうれしく思っていますが、ここで畜産農家のし尿処理、畜産農家が有機肥料を——肥料というか、堆肥をつくりながら——報告があったんですが、もう一つ、県内の畜産じゃなくて、し尿処理ですね、いわゆる処理場が各自治体であると思うんですが、そこでの肥料というか、肥料化しているところが県内ではどれくらいあるのかなと思ってから、そこら辺はこの委員会ではわからないかもしれませんが、畜産農家だけでなく、そういう活用も非常にいいなというふうな思いを持っているので、それは県内では私も聞いたことは余りないので、どこかあれば教えてください。

○園田農業技術課長 今ここでデータといいますか、具体的なデータはちょっと持ち合わせておりません。多分、し尿処理関係のものを——したものを飼料化してとか、何カ所かあると思います。それは調べまして、委員のところに報告させていただくということでしょうか。

○岩中伸司委員 はい、わかりました。そういうことがなされているようなところも結構ありますので、有効に使っていかないかぬなというふうな思いでですね。わかりました、後でまた……。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○浦田祐三子委員 済みません。地下水と土を育む農業の推進についてで、7ページの県民との協働した県民運動の展開ということで、消費者の地下水や環境に配慮した農畜産物への支持拡大ということがありますけれども、こういった取り組みをされるのかお尋ねします。

それともう一点、飼料用米の拡大ということで、平成25年度が766ヘクタールということで、約4倍増の2,900ヘクタールを目指すところですが、これ、いつまでということか教えていただきたいと思えます。

○園田農業技術課長 今話がありました県民と農家が協働した県民運動の展開の中身でありますが、基本的には農畜産物、これ、環境に優しい農業でつくられた農畜産物を買っていただくというのが一番大きいこととございます。そのためのいろんな施策といえますか展開をしていきたいと思えますが、県民会議をつくってまいりますのもその一つとございます。

いろんな人に、環境に優しい農業を理解していただいて支持をしていただく。一番最初に申し上げましたように、支持していただくということは、買っていただくというのが一番その支持の表明でございまして、その辺はしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○矢野畜産課長 飼料用米の目標年度は平成30年でございます。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。一番最初の消費者への支持拡大のところですが、結構浸透するのは難しいかなと思えます。御努力はわかるんですけども、一般の消費者の方の理解というのは、かなり、私たちが思っているより以上に低いと思えますので、いろんな手を打っていただきたいと

思えます。私たちもしっかり協力してまいりたいと思えますので、その点をよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 グリーン農業というのが、やっぱり消費者の人になかなかわかりにくくろうと私も思うんです。そこが、消費者がしっかり買い支えてやることによって、生産者はどんどんつくる意欲も出てくると思えますので、しっかりとPRを、わかりやすいPRをやっていたらばなんと、私からもお願いしたいというふうに思っております。

ほかにありませんか。

○梅本農林水産部長 ちょっと補足させていただきますけれども、御指摘のように大変難しい取り組みだということで、覚悟を持ってやらにやいかぬと思っております。

一つは、JA自体も直販所に有機農産物コーナーというのをつくっていただいておりますので、そういった動きを本格的にしてもらって、そしてちょっとぐらい高くても消費者が買うように、これはブランド戦略として我々も力を入れていかぬか。

それから、もう一つ違う視点で、食べ残しですけども、豚とか、畜産農家がたくさん利用していただいております。こういったことを、消費者も残さない、そしてそれを畜産が引き受けているということをきちっとわかっていただきながら、農業あるいは畜産農家の役割というのをきちんと啓発していく、こういった中で、非常に力仕事になりますけれども、継続的な取り組みとしてやる必要があるというふうに、覚悟を持って取り組んでいきたいと思っております。

○淵上陽一委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。どれもが重要な取り組みでありますので、これ以上は質問はない

というふうに思っております。

それでは、なければ以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他で何かありませんか。

○井手順雄委員 国の話なんですけど、こないだ食料自給率というのが発表されたと思えますけども、最近ここ何年か39%で推移している。今農水省あたりも5年計画という形の中で、いろんな施策を打ってきた中で、全然変わっていないということでもありますけども、例えば戸別補償したり、そういった施策をしても上がらない、そういう状況に今あると。

熊本県の場合は——今度、また農水省のほうも新たに、ならどうしたら上がるのかというふうなことで検討に入っているというふうな状況をお聞きしておりますけども、熊本県の場合、この施策に対しての、いわゆる国の政策に対しての意見、こういうところがおかしいから上がらないんじゃないかとか、そういった協議はされているんですか。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。ちなみに、県の状況をまず御報告いたします。

県の食料自給率が今58%でございます。委員が今おっしゃいました国の食料自給率は39%ということで、国全体に比べますと高い状況にはございますけれども、まだ低いというふうな状況でございます。

自給率の低い原因というのは幾つかあるかと思えます。1つは、畜産品が輸入飼料で育てられますとその分を控除しますので、輸入飼料の分を控除した結果、国内で育てられた畜産物であっても、カロリー的な自給率が低くなるというふうなところがございます。そこで、先ほどありましたような飼料用米とか、あるいはWCSとか、そういうようなことが必要じゃないかと思えます。

国に対して、これに直接協議とか、そういうのは直接はございませんけど、我々も自給率を考えながら食料・農業・農村計画をつくっておりますので、ぜひこれを上回るような形での取り組みが必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○井手順雄委員 今熊本県が58、これは農業国・熊本県が58じゃいかぬと思うんですよ。地方が70%、80%上げて初めて50になって近づいていくだろうというふうなことでありますので、この際、先ほどおっしゃった飼料用米とか小麦なんかももうちょっとつけて、カロリーベースを上げていくというような施策ですよ、大豆とかもね。

やっぱりそういったもんが、輸入するから低くなっていくというような話があるわけでありまして、やはり熊本県にマッチングした、そういったカロリーベースを上げていくというような対策というのも独自に出して、国のほうにそれを申し上げると。熊本県はこういった方向にしたら上がってきますよというふうな意見を言う。これは大事だろうというふうに思いますし、農水省あたりもその辺を聞きたいと思うとたい。

ただ戸別補償で金やってどうじゃろこうじゃろと、お金目当てで農家も生きとるもんですから生産意欲が全然ない。今の状態じゃ悪いと思うし、あとそういうことで上げようとするから、農地の保全をなさいと、5年前、転用もできぬような形にだんだん厳しくなっている。悪いほうに悪いほうになってくるわけだから、集約して農地の付加価値を上げて、そういった転用もできるような対策の中でいかにカロリーベースを上げていくか、この辺は真剣に考えていかぬことには、莫大な費用なんですよ、国家予算の何分の1というふうな費用をつぎ込んでも、39%しか上がらないというふうな状況でありますから、こ

の辺は地方がもうちょっと国に対して、いろんな意味で農政も水産もありますけども、いろんなところで、こうしてはいかがですかというような現状を言うてそれを盛り込んでいただく、そして予算化していただくというふうなことをぜひともよろしく願いいたします。そういうことですな、部長。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに。

○堤泰宏委員 今畜産のお話が出ましたけれども、何で外国の餌を食わせないかぬとか、ちょっと教えてください。国産の草じゃ何でいかぬとかな。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。畜産におきます濃厚飼料ということで外国から今現在輸入してございますけども、例えば肉用牛の肥育におきましては、草だけでは少し発育が劣りますもんですから、今消費者が求める肉質のものについては、ある程度穀物を与えないと発育がなかなかありませんものですから、どうしても穀物を必要とするという状況でございます。

基本的に国内で例えば阿蘇地域の草原を含めましてですけども、草を増産しますとともに、飼料用米ですとか、そういったもので国内で飼料穀物の確保に努めているというのが現状でございます。

○堤泰宏委員 それで、肉質は誰が決めますか。

○矢野畜産課長 肉質につきましては、市場で評価をされるものでございます。

○堤泰宏委員 いやいや、市場では、オーストラリアとかアメリカもそうだけど、濃厚飼料を食わせとらぬ肉のほうが、値段が安くて

売れていますよ、現実には。

○矢野畜産課長 ただいま委員おっしゃいましたように、非常に脂肪交雑が高いものを求める方と、今おっしゃいましたように赤身のお肉を求める方、両方確かにいらっしゃるかと思います。今アメリカから入ってきておるものについても、アメリカでかなり穀物を食わせたものが入ってきているのは現実でございます。

○堤泰宏委員 いやいや、それは食うてみりゃわかるけんですね。アメリカの肉が500円で日本の肉が3,000円ぐらいしますよ、重さで、300グラムなら300グラムで。それは余りアメリカでは濃厚飼料食わせとらぬはずですよ。濃厚飼料食わせたら、そんなに安くは日本に輸出できぬはずでもんね。そこは調べたがいいと思うです。

それからもういっちょは、子供のころから脂身の強い肉になれるから、日本人の食す肉の嗜好というのはそうなるというような気がしますね。昔はああいう肉はなかったでもんね。だんだんだんだんぜいたくな肉に日本人が口になれてきた、それで悪循環になっているような気がしますね。何か国が検査なんかしとるといふ話も聞きますけどね。何かランクづけ、肉のランクづけ、格付かなんかあるんじゃないですか。

○矢野畜産課長 肉用牛の肉質につきましては、基本的に枝肉の等級を定めてございまして、枝肉の歩どまりによりましてABC、それから肉質によりまして1から5までの5段階の肉質評価を定めるようになっております。

牛を屠畜いたしまして解体して、そのときに肉質の格付がなされるようになっております。

以上です。

○堤泰宏委員 課長は、さっきの答えはうそですよ。あなたは、肉質は消費者が決めるとおっしゃったでしょ。今の答えはああた、A B Cでランクづけしてそれは誰が決めますか、国ですか、県ですか。

○矢野畜産課長 説明がまずくて——畜産課でございます。肉質評価につきましては、肉格協というところがございまして、そこが肉質をします。その値段をつけるのが市場ということでございます。ちょっと私の表現がまずかったかと思いますが、肉質はそういう形で格付をされまして、その値段を決めるのは市場でなされるということでございます。

○堤泰宏委員 いや、それはおかしいですよ。では、市場で値段決めれば格付する必要はないですよ。格付するから値段が決まるんです。逆です。そうじゃないですか。

○矢野畜産課長 確かに、格付によりまして値段がいろいろ変わってくるということもございすけれども、格付につきましては、基本的にアメリカから入ってきている肉と和牛の肉質のいいところをきっちり仕分けをするといいますか、差別化を図るということもございまして、国内ではいい肉質のものを作りたいということで、基本的にA-5が一番高評価の肉でございますけれども、そういった形でランクづけをして、一つの目安として示すという形になってございます。

○堤泰宏委員 そうすると、ますます難しゅうなってくるですね。アメリカの肉と日本の肉を区別するために、日本の肉を格付で上げると、格付で上げるためには金も高い餌を食わせにやいかぬと、そういうことですか。

○矢野畜産課長 確かに、国内の肉質のいい

ものにつきましては、配合飼料をかなり食わせることが必要になってまいります。そこで、価格とそれから生産コストの話に確かなるかというふうに思います。

○堤泰宏委員 だんだん話が難しゅうなってますね。最初は、価格は消費者が決めるということだったですね。そして、だんだんA-5とか話が出て、A-5の肉をつくるためには、値段の高い配合飼料を食べさせにやいかぬと、値段の高い配合飼料は、国では間に合わぬから外国から入れにやいかぬと、そういうことでしょうか。

○矢野畜産課長 今現在、国内で和牛に求められているものが、確かに肉質のいいものを求められているということもございまして、そこで農家としてもある程度の所得を必要ということで、配合飼料を食わせて肉質のいいものをつくるというのが実際、現実のところでございます。

○堤泰宏委員 だんだん話がわからぬようになるですね。今TPPが一番問題になっておるのはですよ、全く——今牛肉はほとんど自由化に近いですね。最初は5万トン、7万トン約束しとって、だんだんだんだんたがを緩めてきましたね。今後、もし完全自由化になれば、外国からの牛肉はもっともって入ってきますよね。それが怖いから今いろいろやっておるわけでしょう。課長の論法でいけば、日本の肉質は非常にいいから、外国の牛肉と競争しても負けないと、そういうことにひとつ聞こえますよね。負けないならば、関税を完全にフリーにしても、外国の牛肉は日本に入らないということではないですか。

○淵上陽一委員長 多分あるだろうと思います。堤委員の言われるのもわかりますけれども、このままいってもあれですけど、生産者

がおって、消費者がおって、その中である程度の格付も入ってくるとだろなというふうに思いますし、まだ話もあるかと思えますけども……。

○堤泰宏委員 えらい長う話すつもりはないと。ただ言いたかったのは、やはり餌まで輸入して、そして格付の高い肉をつくって、して食料自給率は低くなると、何かそこに矛盾があるような気がしたもんですから提案をしたんです。それはここで何かんも決めるということは難しいですね。ただ、意見だけはやるとかぬと、こういう考えを持った人もおるということをですよ。

○井手順雄委員 飼料ばいっぱいつくつとよかったい、国産ば。

○淵上陽一委員長 飼料稲もどんどんとふえてきておりますので、できるだけ国内で賄うように、そういうのも出でくるんであろうというふうに思っておりますけれども、委員、よかですかね。

○堤泰宏委員 よかですよ。答えは出らぬちゃわかっるとですけん。済んまっせん。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○九谷高弘副委員長 先日、JAの青壮年部と自民党の青年局で意見交換会をした中で、最後に意見といいますか——出ました。それは、韓国で豚の口蹄疫が発生したということで、県の防災情報メールからその情報が来たということで、県の対応、国の対応、そういったものがどうなっておるのか、万が一発生した場合の対処についてどういったふうになるのかというふうなことを質問いただきました。

きょう委員会があるのでぜひその辺も聞い

ておきますということでお答えをしましたので、お答えをいただければというふうに思います。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。韓国におきましてつい最近、豚のほうで口蹄疫が発生をいたしました。これにつきましては、情報が入ってすぐ、県下の畜産農家のほうに全部情報として伝わるようにしたところでございます。

先日、鳥のインフルエンザもございましたけれども、県内の畜産農家もそこら辺につきましては非常に神経質になっておりまして、それぞれ消毒作業とか、それについて一生懸命取り組んでいただいているところでございます。

韓国から日本に対しては、ちょっとはつきり数字はわかりませんが、たしか200万人近くの方が年間入ってこられているかというふうに思います。基本的には空港それから港、そこにつきましては国のほうで例えば消毒マットとか、あるいは畜産物の持ち込みがないかとかいう、動物の探知犬とかも使って、絶対に入らないようにお願いしたいと。それから、パンフレット等を配るとか、そういったことで防疫作業としてはとられているところでございます。

それから、畜産農家が外部の方を簡単に、畜舎とかそこら辺に入れないような形で、農家のほうに対しては指導を今しているところでございます。関係者、農業団体も含めまして一体で、そこらについては対応について取り組んでいるところでございます。

先日、発表があつてすぐ県内の関係者を集めまして、防疫対策会議を開催したところでございます。

○九谷高弘副委員長 まず、完全に入らないような万全な防疫体制というのは非常に重要なかなというふうに思いますけれど

も、万が一国内で発生した場合、また熊本県で発生した場合の——鳥インフルエンザの例がありますけれども、やはり初動が前回も非常によく、封じ込めに成功したという例があります。豚とか牛とかも補償みたいなものはしっかりしたものがあるとは思いますが、

○矢野畜産課長 畜産課でございます。基本的には鳥インフルエンザと同じ形でございまして、早期に殺処分それから埋却なり焼却処分をしていくというのが基本でございます。基本的なやり方につきましては、鳥インフルエンザと同じと考えていただいて結構かと思っております。

それから、補償につきましても、鳥インフルエンザみみたいな形で補助がなされる形になってございます。

○九谷高弘副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 もういつちよよかですか。この前、さっき部長の挨拶にありましたように、視察をさせてもらったですね。吉川農園だったですかね、あの方は。吉川農園の社長かな、経営者の方とちょっと話したんですが、阿蘇に広い農地を求めたい、ところが入会権があって手がつけられぬと。私も同じような感じがしたんです。入会権があれば、ほとんど100%の権利者の同意がなければ農地を動かさないと。今のところ、入会権は売買の対象なんかまずならないですよ。

部落有で、所有者と利用者が一緒に、売却に100%同意すれば売却もできると思うんですけども、入会権の所有権というのは町村が持って、利用権を農家の人を持つというのが普通じゃないかと思うんですよ。

それで、今度は、利用者の人が先祖代々入

会権を継承してきて、実際農業しとらぬけども入会権は持っておると、地元に住んでいないと、そういう人たちがなかなか入会権のあり方に理解をしないような感じがします。

TPPの話はさっきちょっとさせてもろうたですけども、今から農業の国際競争が厳しくなると、かなりそういう入会権のある土地で、直接農業に利用されていないというのは、やっぱりこれは遊休土地のような感じがします。

外国に行けば、畑があって、畑の隣は牧草地で、そこには牛がおったり羊がおったりします。日本の原野というのは、景観はいいけども牛はほとんどいないですね。阿蘇の放牧が盛んというても、これはごくごく一部なんです。ほとんど牛はおらない。よく尋ねてみると、入会権があって、A部落の人はB部落の草地には牛は放されぬわけです。

ですから、入会権というのを根本的に洗い直さぬと、なかなかこの狭い国土の中でこういう牧草地の有効利用なんか、ますます厳しくなっていくような気がしますので、そういうことをどなたか、どうしたらええか、答えはあれですけども、これは吉川さんの疑問と私の疑問が重なったものですから、ちょっときょうお話をさせてもらいました。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。入会権については、ちょっと勉強不足ですので即答はできないんですが、最近農地法の関係で改正がございまして、普通の一般農地の場合に、相続で関係者がふえているという土地とかございまして、こういうところの賃借については、関係人の2分の1の同意で賃借まではできるというようなことで、少ししやすくなった面はございますので、入会権については何か、その辺の規定がどう使えるのかと勉強をしまして、後ほど委員のほうに御報告したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○堤泰宏委員 それはぜひよろしくお願ひします。極端に言うと、A部落の人がB部落の入会地に牛を放そうと思うてもできないんですよね。B部落は荒れて困つとるわけですね。まあよろしく。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題を終了したいと思います。

最後に、要望が4件提出されておりますので、参考として手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会します。

午前10時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長